

地域課題を解決する事業を支援します！

大山町産業発展継続事業補助金

町内事業者等の地域課題解決に向けた新規事業や実施方法の転換、販路拡大に向けた取り組み等を支援します。

【補助対象者】

大山町の地域課題の解決につながるような公共性の高い取り組みを実施し、(1)~(4)のいずれにも該当する方

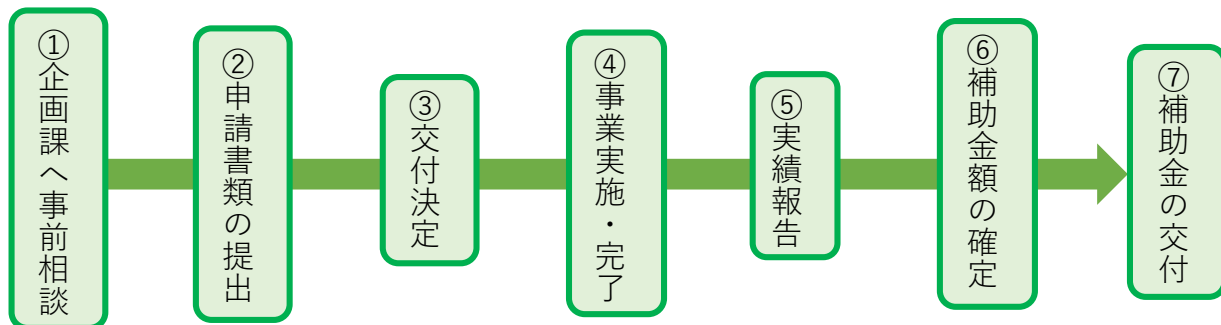
- (1) 町内に住民票のある個人又は町内に主たる事業所を有する個人若しくは法人
- (2) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者
- (3) 発電業、金融業、複合サービス業等を営む者でない者
- (4) 一次産業に従事する個人でない者

【補助対象経費】

以下の補助対象事業に係る経費について申請いただけます。

補助対象事業	補助対象経費	補助率	上限額
大山町の地方創生に資するため、町内事業者が事業を継続するために、新規事業や事業実施方法の転換、販路拡大等の取り組みであり、次のいずれかに該当する事業 (1) 新しい分野への進出(新商品・新サービスの開発) (2) 事業実施方法の転換(感染症防止対策として行う事業を除く) (3) 新型コロナウイルスの影響により中断していた事業の再開 (4) その他事業内容が事業の多角化、販路拡大等につながるものとして特に町長が認めたもの	FS調査費、商品開発費・事業転換に要する経費、人材育成費、販路開拓費、設備導入費など (人件費対象外)	1/2 (千円未満切捨)	12.5万円

【補助金交付までの流れ】



事前相談の確認内容

- ・事業目的、実施体制、事業内容（対象者・実施場所・事業概要・完了予定日など）
- ・地域性（地域課題や住民のニーズ）
- ・公益性（地域や社会に与える影響や効果）
- ・計画の実現性（取り組みを主体的に行い、計画を実現できるか）
- ・新規性、継続性、発展性、成果目標など

【申請に必要な書類】

- ① 交付申請書
- ② 年度別事業計画書（別途様式1）
- ③ 事業計画の概要が把握できる企画書、図面、見積書、パンフレット等
- ④ 納税確認同意書（別途様式2）
- ⑤ 暴力団関係者でない宣言（別途様式3）
- ⑥ 法人の履歴事項全部証明書の写し（法人） or 直近の確定申告書類又は開業届の写し（個人事業主）

【申請・お問い合わせ先】

ご不明な点や申請についてのお問い合わせは、こちらまでご連絡ください。

〒689-3211

大山町御来屋328 大山町役場 企画課

☎ 0859-54-5202

右のQRコード（大山町HP）より申請様式のダウンロードが可能です。



申請締切
12/23(金)